

大津市地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）運営方針

令和6年度～令和8年度

第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（おおつゴールドプラン2024）期間

大津市健康福祉部長寿福祉課

1 方針策定の趣旨

この「大津市地域包括支援センター（あんしん長寿相談所）運営方針」は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第115条の47第1項の規定に基づき、地域包括支援センター（以下「センター」という）の運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にし、業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 設置目的

高齢者が住み慣れた地域で、安心した生活ができるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、高齢者一人ひとりに合ったサービスや地域資源を活用しながら、いつまでもその人らしい生活ができるよう支援する必要がある。

センターは、その目的を達成するため、地域住民の心身における健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関として設置する。

3 職員体制

「大津市介護保険法に基づく地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）」及び「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日付け老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号厚生労働省老健局通知）」に基づき、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職（以下「三職種」という。）を配置する。

4 センターの運営上の基本的な考え方

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者の保健・福祉・医療を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。

市では、第6期介護保険事業（支援）計画以降、地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組んできた。第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（おおつゴールドプラン2024）では、前計画から継承した基本理念「地域の中で いきいきと自分らしく 安心して暮らし続けられるまち おおつ」の実現に向けて、より地域の特性にそった地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進、介護予防サービス・生きがいつくりの推進、介護保険サービスの充実等の取組を進める。

センターにおいては、第7期計画より市全体の取組に加えて7つの保健福祉ブロック別の基本目標を掲げ、それぞれの地域や地域住民にふさわしい地域包括ケアシステムの構築を図ってき

た。第9期計画においても、下記のとおりブロック別基本目標を設定し、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進める。

【ブロック別基本目標】

- (1) 志賀ブロック：住み慣れた場所で高齢になっても安心して生活できる地域
- (2) 北部ブロック：みんなが、地域とつながりながら、自分らしくいきいきと暮らすことができる地域
- (3) 中北部ブロック：高齢になっても助け合いながら安心して暮らせる地域
- (4) 中部ブロック：高齢者が人とつながり、困った時に気軽に相談しあえる地域
- (5) 中南部ブロック：みんながつながって互いに助けあえる地域
- (6) 南部ブロック：支え合っていつまでも安心して暮らし続けられる地域
- (7) 東部ブロック：見守り支えあい高齢者になっても安心して生活できる地域

2 地域ニーズを踏まえた運営

地域住民、サービス利用者や介護サービス事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営を行う。

3 チームアプローチによる支援の推進

センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等はそれぞれの専門性を発揮するとともに、連携・協働しながら、チームとして協議を行い、相談者の支援や地域課題の解決に努める。

4 市関係部局との連携

地域の高齢者の総合相談に対して、適切に保健福祉の推進が図れるよう市関係部局と連携し、相談支援などを行う。

また、地域共生社会の実現に向け、高齢者支援にとどまらず、分野を越えた複合的かつ複雑な福祉の相談に対応できるよう、個別事例の支援や連携会議等を通して、他分野部局との連携を図る。

5 公正・中立性の確保

市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正かつ中立性を確保した事業運営を行う。

6 事業評価の実施

平成30年7月4日付け厚労省老健局通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」（老振発0704第1号）に基づき評価を行い、その結果を踏まえて、事業の質の向上の

ために必要な改善を図る。

市は、個々のセンターの業務の実施状況を把握し、地域包括支援センター運営協議会において、センターの運営に対する評価等を審議し、常にセンターの機能強化が図れるよう支援を行う。

また、委託センターにおいては、地域連絡会に運営方針を踏まえた効果的・効率的な運営がなされているのかなどについて審議し、不十分な点については改善に向けた取組を行い、一定の運営水準を確保していく。

5 センターの機能強化

1 機能強化の考え方

市は、自然的条件や社会的条件による地域特性や高齢者人口の状況等から、日常生活圏域を15か所設定し、その生活圏域ごとにセンターを設置する。これにより身近なところで相談支援ができる環境を整え、高齢者の在宅生活を包括的に支援できるネットワークの構築を進める。（令和6年度には、15か所の日常圏域すべてにセンターが設置される。）

また、センターの対応能力の向上、質の確保を図るため、現行の直営センター（基幹・圏域型機能）及び委託センター（圏域型機能）の機能や役割分担、職員体制等を段階的に見直す。そのうえで、担当圏域を持たず、センター間の総合調整や後方支援など基幹型機能に特化した、直営による基幹型センターを新たに設置する。

2 センター間の役割分担

各センターを（1）～（3）の役割に分け、他のセンターや市と連携しながら事業を実施する。

（1）直営センター（基幹・圏域型機能）

担当圏域における事業の実施に加え、保健福祉ブロックにおける施策立案や事業の調整を行うとともに、ブロック内の委託センターと情報共有や連携を密に図り、必要に応じて後方支援を実施する。

（2）委託センター（圏域型機能）

地域包括ケアシステム構築のための中核的機関として、担当圏域の実情やニーズを把握し、地域特性に応じた事業を計画的に実施する。ブロック内の直営センターと連携を密にするとともに、ブロックにおける事業は協力して実施する。

（3）基幹型センター（第9期計画期間中に新たに設置する基幹型機能に特化したセンター）

担当圏域を持たず、センター全体の状況を把握したうえで、センター間の総合調整や後方支援、必要に応じて指導を行うなど、その運営について適切に関与し、各センターの質の確保を図る。また、市域における施策の立案や事業の進捗管理、センター職員の対応能力向上のための研修を実施する。

6 センターの運営

1 事業計画の策定

第9期計画の内容を踏まえ、また、ブロック別基本目標が達成できるよう、担当地域の実情及びニーズに応じた事業計画を策定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努める。

また、事業についてはPDCAサイクルで展開し、評価、見直しを繰り返し、目標が達成できるようにする。

2 センターの周知

業務を適切に実施していくためにパンフレットや広報紙を作成し、様々な場所や関係機関へ配布するとともにホームページやSNS等を活用し、地域住民及び関係者へ積極的に啓発を行う。

3 職員の姿勢

センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当該高齢者自身の意思を尊重し最善の利益を図るために業務を遂行する。

4 職員の資質の向上

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達、共有することにより、センター全体の資質の向上（スキルアップ）に努める。

5 苦情対応

苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応する。苦情の内容及び対応を記録するとともに再発防止に努める。また、必要に応じ、速やかに市に報告する。

6 緊急時の体制

開設時間外においても、緊急時に連絡を取れるよう連絡体制や連絡網を整備する。

7 非常災害時の対応（業務継続計画）

非常災害等の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するために策定した業務継続計画に基づき、必要な措置を講じる。また、非常災害等の発生時には、市の指示に従い、他のセンターや介護サービス事業所等と協力して災害支援対応を実施する。

8 感染症の予防及びまん延防止

利用者の居宅やセンターにおける、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講

じる体制を整備する。

9 高齢者虐待の防止

高齢者の人権の擁護、虐待の発生やその再発を防止するために必要な装置を講じる体制を整備する。

10 個人情報の保護及び情報の適正管理

個人情報の取り扱いについて、関係法令を遵守し、個人情報が業務に関係のない目的で使用されたり、第三者に漏れることのないように、相談記録や関係文書等を適切に管理する。また、個人情報の取り扱いにかかる規程を整備するとともに、相談室を設けるなど、相談内容の漏洩を防ぐよう、個人情報の保護を徹底する。

11 法令等の遵守

センターの運営にあたっては、地方自治法および福祉、介護、労働等の関係法令を遵守する。

7 センターの業務内容

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。また、地域における高齢者の在宅生活を支えるために、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援も行う。

ア 相談支援

(ア) 高齢者に関する様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等の情報提供や関係機関の紹介を行う。

なお、担当圏域以外に居住の高齢者の相談にも丁寧に対応し、必要に応じて所轄の担当センターに引き継ぎ、担当センターで対応を行う。

(イ) 緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、課題を明確にしたうえで適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行う。

(ウ) 多問題家庭や支援拒否等の困難事例を把握した場合は、実態把握のうえ、必要に応じて、地域の関係機関や市の関係部局と連携を図り、適切に対応を行う。

(エ) 来所や電話での相談だけでなく、地域での各種講座や教室、イベント等を利用して、住民が気軽に相談できる機会を設ける。

(オ) 相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。また、継続的支援を重視し、高齢者の心身の状況の変化等に合わせた適切な対応を図

れるよう努め、その経過について記録する。

イ 地域におけるネットワークの構築

- (ア) 支援を要する高齢者の把握及び継続的な支援を行うために、高齢者に関わる医療、介護、福祉サービス関係者、民生委員児童委員等地域の関係者とのネットワークの構築に努める。
- (イ) 複雑で多問題を抱える家庭やヤングケアラー等の支援を行うため、児童福祉分野や教育機関等、高齢者以外の他分野とのネットワークの構築に努める。
- (ウ) 地域のネットワークが相互に連携できるよう意識した活動に取り組む。
- (エ) 高齢者支援に関する介護保険外サービスなど、地域の社会資源の把握・開発に努める。

ウ 地域の高齢者の実態把握

- (ア) 前項で構築したネットワークを活用するとともに、地域の様々な機関や関係者と連携しながら、支援を必要とする高齢者の把握に努める。
- (イ) 高齢者の実態把握を通じて、地域の潜在的な課題やニーズの把握に努める。

エ 家族介護者支援

- (ア) 介護者の生活や心身の健康状態を把握し、関係機関と連携して支援を行う。
- (イ) 介護離職防止に向け、介護休暇や仕事と介護の両立に関する情報提供を行う。

(2) 権利擁護業務

地域住民や民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

ア 成年後見制度の利用促進

- (ア) 成年後見制度を広く普及させるための啓発活動に取り組む。
- (イ) 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度を説明し、親族からの申立が行われるように支援する。
- (ウ) 申立ができる親族がいなくと思われる場合や、親族があっても申立を行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認める場合は、市長申立につなげる支援を行う。

イ 高齢者虐待への対応

- (ア) 虐待を防止するために、地域住民や関係機関等に虐待の予防や早期発見の必要性についての周知啓発に取り組むとともに、早期発見のためのネットワークを構築する。
- (イ) 虐待事案を把握した場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18 年 4 月 1 日施行）」及び「天津市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の安全確認と状況確認を行い、事例に即した適切な対応をとる。
- (ウ) 委託センターが、相談業務の中で虐待事案を把握した場合には、速やかに相談・通報内容を直営センターへ報告し、協力して対応する。

- (エ) 虐待事案については、三職種が専門性を発揮し、高齢者及び養護者への相談・支援を行うとともに、市や各種関係機関と連携を図りながらチームで対応する。
- (オ) センター職員の虐待事案への対応力向上のため、定期的に高齢者虐待事例検討会議に参加し、虐待対応の流れや緊急性の判断、支援内容等についての検討を行う。

ウ 消費者被害防止

消費者被害の未然防止や早期発見のため、消費生活センターや警察と情報や事例を共有し、その情報を地域の高齢者や民生委員児童委員、介護支援専門員等、地域の関係者に提供する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、他職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- (ア) 地域における包括的・継続的なケアを提供するため、関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関等との連携を支援する。
- (イ) 地域の介護支援専門員が介護サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報の共有を図る。

イ 介護支援専門員に対する支援

- (ア) 介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し指導助言等を行う。
- (イ) 介護支援専門員に不足している知識や技術を明らかにし、計画的に研修会や事例検討会を実施し、資質の向上を支援する。
- (ウ) 介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定するなど、介護支援専門員のネットワークを構築する。

2 地域ケア会議の実施

地域ケア会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員児童委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的に開催する。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくために、市とセンターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら取組を推進する。

(1) 地域ケア個別会議（以下「個別会議」という）の開催

多職種で個別ケースの支援内容を検討することにより、高齢者の課題解決を支援する。また、個別会議を通して介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。

(2) 地域ケアエリア会議（以下「エリア会議」という）の開催

主に小学校区以下の地域を対象に開催し、個別会議の積み重ねにより明確になった地域課題の共有を図り、課題解決に向けた取組を検討する。また、エリア会議を通して、関係機関のネットワークを構築する。

(3) 地域課題検討会議への参加

市が開催する地域課題検討会議に参加し、各センターにおける地域課題の共有、圏域を越えて市域に共通する課題の把握及び地域包括ケア部会で検討すべき事項について検討する。

(4) 地域包括ケア部会等への参加

地域課題検討会議の結果を踏まえ、市域で検討が必要と判断された事項について、市が開催する「生活支援部会」、「医療・介護連携部会」、「住宅・交通部会」の各部会に参加し、課題解決に向けた検討を行う。

3 在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業）

(1) 医療・介護関係者の連携強化

市民が安心して在宅療養ができるよう、職種の垣根を超えた合同研修会をブロックごとに開催し、相互理解とネットワークの構築を図ることに加え、地域固有の課題の共有や支援体制を検討する。

(2) 在宅医療、介護に関する市民理解の促進と相談支援

安心して在宅療養ができるよう、センターと医療・介護関係機関が連携し、適切な情報提供を行う。

(3) 在宅療養・看取りについて考える機会の提供

在宅療養を支援するシステムや相談窓口等の情報提供を行う「おおつ在宅療養応援講座」や多職種による在宅療養啓発出前講座を実施するなど、在宅療養や看取りについて考える機会の提供に努めるとともに、ACP（『どのように生き、どのように最期を迎えるか』について、周囲の人への意思表示）の普及啓発に取り組む。

(4) 入退院支援ルールの実用

「大津保健医療圏における入退院支援の手引き」を活用し、入院から在宅療養への円滑な移行を支援する。

4 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備の推進

生活支援コーディネーターと連携し、住民主体の活動や特定非営利活動法人、社会福祉法人、民間企業等、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築するとともに、高齢者の日常生活を支援する支え合いの体制整備の推進を図る。

(2) 第2層協議体の運営

直営センターは担当地域において、高齢者の暮らしを支える多様な主体間の定期的な情報共有及び連携、協働による取組を推進するため、第2層協議体の運営を行う。委託センターはこれに協力する。

5 認知症総合支援事業

(1) 認知症及び予防に関する知識の普及啓発

子どもから高齢者まで幅広い層を対象に実施する「認知症サポーター養成講座」に協力するとともに、高齢者サロン等での出前講座実施時や民生委員児童委員をはじめ地域の関係者との交流の機会に認知症や予防に関する正しい知識の普及を行う。

(2) 早期発見・早期対応の充実

地域住民や関係機関と連携し、認知症の疑いのある人の早期発見・早期対応に努める。また認知症と診断された本人・家族が安心して暮らしていけるよう適切なサービスにつなぐ等の支援を行う。

(3) 認知症の人や家族介護者への支援

認知症家族の会主催事業や「認知症カフェ」「男性介護者のつどい」等事業への協力や参加により、認知症や家族介護者の支援を行う。

(4) 認知症の人に優しい地域づくり・地域での見守り体制の充実

ア 医療機関や介護サービス事業所、金融機関、商店、地域住民等、地域全体で連携を図り、認知症になっても安心して社会生活が継続できるよう、地域での見守り体制を整備する。

イ 「行方不明高齢者早期発見ダイヤル」や「行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業」を周知し、利用につなげることで行方不明高齢者の早期発見に努める。

ウ 地域住民、関係機関から行方不明の相談や通報があった場合には、速やかに相談・通報内容を市へ報告するとともに、家族や地区組織等と連携して早期発見に努める。

(5) その他

認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員と連携するとともに、市が実施する認知症施策に協力する。また、チームオレンジのボランティア活動を支援する。

6 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

(1) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

要支援認定者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人及び家族の選択に基づき、介護予防・日

常生活総合支援事業における、訪問型サービス（第 1 号訪問事業）、通所型サービス（第 1 号通所事業）及びその他生活支援サービス（第 1 号生活支援事業）等適切なサービスを包括的かつ効果的に提供されるよう、必要な援助を行う。

ア 具体的な介護予防ケアマネジメントは「大津市介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画者マニュアル」に基づき実施する。

イ 第 1 号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。委託した場合は、委託先の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが適切に作成されているか等について確認を行うとともに、支援の評価についても確認を行う。

(2) 一般介護予防事業等

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態の悪化防止のため、下記の事業を実施する。

ア 介護予防普及啓発事業

サロンや老人クラブ等、住民主体の通いの場に出向き、介護予防についての出前講座を実施するなど、介護予防活動の普及・啓発を行う。

イ 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援

担当地域における住民主体の介護予防活動の立ち上げや継続の支援を行う。

ウ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職と協力し、住民主体の通いの場に出向き、講座を行うことで、地域における介護予防の取組を強化する。

7 指定介護予防支援事業（介護予防支援）

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行う。

指定介護予防支援業務を実施するため、法第 115 条の 22 の規定に基づき設置したセンターに対する大津市の指定を受ける。

- (1) 予防給付に関するケアマネジメント業務については、「大津市介護予防支援・介護予防ケアマネジメント計画者マニュアル」に基づき実施する。
- (2) 指定介護予防業務に係る職員の配置は、センターの担当する介護予防サービス計画の数を勘案して、適当な人員を配置する。
- (3) 包括的支援事業の業務を行う三職種が当該業務を担当する場合は、包括的支援業務に支障がない範囲で兼務する。
- (4) 指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。委託した場合は、委託先の居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが適切に作成されて

いるか等について確認を行うとともに、支援の評価についても確認を行う。

8 地域支援事業等

(1) 配食サービス利用支援

ア 総合事業型

要支援認定者及び事業対象者のうち、低栄養状態にある者、調理や買い物が困難で食事の確保や見守りが必要な者に対して、配食サービス利用申請のための所見書作成を行う。また、その後の状態を確認するため、年1回以上現況調査を実施する。

イ 任意事業型

要介護認定者又は要介護認定等を受けていない者のうち、低栄養状態にある者、調理や買い物が困難で食事の確保や見守りが必要な者に対して、配食サービス利用申請のための所見書作成を行う。また、その後の状態を確認するため、年1回以上現況調査を実施する。

(2) 住宅改修等利用支援

ア 転倒防止のための屋内改修サービス

屋内で転倒する可能性の高い方の転倒を予防するために行う手すりの取り付けなどの、軽微な屋内改修の一部助成のため、所見書作成を行う。

イ 介護保険利用による住宅改修（小規模住宅改造費助成含む）及び福祉用具購入利用支援など、身体状況にあわせた環境調整を行い、必要となる住宅改修及び福祉用具購入利用申請のための所見書作成を行う。

(3) 日常生活用具給付サービス利用支援

電磁調理器、火災警報器の用具支給申請のための所見書作成を行う。

8 その他

- 1 市が開催する職種別会議や、研修会の企画に関する会議に出席する。
- 2 社会福祉士、看護師等を援助のため学生の実習受け入れを行う。
- 3 介護マークの発行を行う。
- 4 委託センターは実績報告書等を期日内に市へ提出する。
- 5 委託センターは職員の変更があった場合は、速やかに市へ変更を届出する。